

第5章 海洋安全保障と法の支配：「海洋中の群島水域」概念を素材に

石井 由梨佳

I. 本稿の課題

本プロジェクトは海洋安全保障における法の支配の意義と限界を検討課題の一つに据えていた。本稿はそのことを踏まえて中国の国際法研究者が支持している「海洋中の群島水域」概念を国際法の観点から検討することを試みるものである。「海洋中の群島水域」(Mid-ocean archipelago¹)とは、国連海洋法条約47条の地理的条件を満たさない島嶼群の外縁に基線を引いたときの内側の水域のことである²。

中国の研究者らがこの問題について論文を公刊するようになったのは、英語については2010年代以降であり、九段線の主張が本格化した時期と重なっている。また、この主張について政府関係者による言及がなされるようになったのは、2016年の南シナ海仲裁判決において、中国が主張していた九段線には国際法上の地位がないとされてからである。周知の通り、中国は判決が出て以降、公に九段線の主張を行うことは差し控えるようになった。しかし、その海洋権益の主張において南シナ海の領海を越えた部分についての主張を取り下げたことはないし、南沙諸島における埋め立ても進行している。

海洋中の群島水域の議論は「四沙戦略」(Four Shas Strategy)の一部として語られることがある。「四沙」、すなわちスプラトリー諸島(南沙諸島)、パラセル諸島(西沙諸島)、スカボロー礁(中沙)、プラタス諸島(東沙諸島)の領有権については1992年の領海及び接続水域に関する法の中で既に国内法上の根拠が備えられている。また、中国はパラセル諸島と尖閣諸島については島を囲む直線基線を引いている。これに対して、2017年8月28・29日に米中政府間で行われた、「米中海洋及び極地問題年次対話」(U.S.-China Dialogue on the Law of the Sea and Polar Issues)の非公開協議において、馬新民・中国外交部条約法律司副司長が明らかにしたと報道される「四沙」概念³は、領海外の水域についてまで領有権を主張する点において新規性を有する。そこで本稿では、公表されている論文等を手掛かりにしてこの概念の国際法上の評価を行う(第2章)。なお、本稿はあくまでもスプラトリー諸島にかかる基線を引くことができるとする見解を内在的に理解することのみを目的としている。一般的に国連海洋法条約の地理的条件を満たさない島嶼群の周囲に基線を引くことができるかという問題については立ち入らない⁴。

II. 「海洋中の群島水域概念」

1. 国連海洋法条約と「海洋中の群島水域」

(1) 概要

「群島水域」とは、「群島」の周りに群島基線を引いたときの基線の内側である。国連海洋法条約上、「群島」とは、島の集団又はその一部、相互に連結する水域その他天然の地形が極めて密接に関係しているため、これらの島、水域その他天然の地形が本質的に一つの地理的、経済的及び政治的単位を構成しているか、または歴史的にそのような単位と認識されていることを条件としている⁵。

そして、条約47条は、その地理的条件として特につぎのことを定めている。第1に、群島基線の内側に主要な島があり、かつ、群島基線の内側の水域の面積と陸地の面積との比率が1対1から9対1までの間のものとなることである。第2に、群島基線の長さは、100海里を超えないことである。ただし、いずれの群島についても、これを取り囲む基線の総数の3パーセントまでのものについて、最大の長さを125海里までにすることができる。

群島国は群島水域（その上空、海底及びその下、並びにそれらの資源）に対して主権を有する⁶。外国船舶は群島水域において無害通航権を有している⁷。また、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚の幅は、群島基線から測定する⁸。群島国は航路帯と上空における航空路を指定することができ、外国船舶は、継続的、迅速かつ妨げられることのない通過のためだけに通航権を行使することができる⁹。

今日、このような群島基線を設定している国は22カ国あり¹⁰、それらの群島基線は概ね47条の地理的条件を充足していると評価されている¹¹。

また、条約7条は「海岸に沿って至近距離に一連の島（a fringe of islands）がある場所」においては、「領海の幅を測定するための基線を引くに当たって、適当な点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる」ことを定める。「海洋中の群島」とここでの「一連の島」を区別する基準は、本土からの距離である。ただし7条は「至近距離」を定義しておらず、その区別は相対的なものにならざるを得ない。

これに対して「海洋中の群島」は、本土である大陸が存在しているなどして、47条が定める水域と陸域の比率要件を満たしていないものを指す。学説上の定義は一貫しないが、この場合も島嶼群が「一体性」を有していること、言い換えればそれが集団、環礁、あるいはまとまった地形として把握できることが要件とされる。

(2) スプラトリー諸島における群島水域？

近年、この概念が問題になるようになった背景には、中国がスプラトリー諸島の外縁に

基線を引くことができるかという問題が提起されるようになったという事情がある。

この点については、2016年の南シナ海仲裁判決において、国連海洋法条約第7付属書仲裁法廷が、次の判断を示している。本件では、仲裁法廷がフィリピンの請求に管轄権を有するかを判断する際に、スプラトリー諸島の所定の地形が121条1項の島であるのか121条3項の岩であるのかが問題になった。中国が法廷外で自国はスプラトリー諸島全体に対して領海、EEZを設定することができ、大陸棚を有するという見解を示していたため¹²、仲裁法廷はその主張が根拠を有するかを検討した。

まず仲裁法廷は、中国が大陸を有していることから群島国の要件を満たさず、群島基線を引くことができないことを指摘する。また、フィリピンがスプラトリー諸島全体に基線を引くことも、陸域と水域の比率要件を充足しないので認められないという。従って、47条の適用は否定される。

そして仲裁法廷は、次の理由から条約7条をスプラトリー諸島に適用して直線基線を引くことは条約に違反するという¹³。まず、7条が規定する地理的条件は、海洋中の群島を含まない。海洋法条約は7条が規定する場合以外に直線基線を引く可能性を排除しないが、7条の一般的規定と、47条の条件付き許容規定からは、それ以外の場合における可能性は排除される。それ以外の解釈は、7条と47条の条件を無意味なものにしてしまうからである。またこの規則からの逸脱が、国連海洋法条約の明示的規定からの離脱を許容する、新しい慣習国際法を形成したという証拠は見当たらないという。

この判断部分については、ローチ（Ashley Roach）が2017年の論文で既に包括的に検討を行っている¹⁴。そこでローチは、海洋中の群島水域を正当化しようとする中国の研究者の英語論文を批判的に検討し、この判断を覆すような理論が提示されていないと結論づけている。

もっとも、ローチの検討は中国の研究者の諸論文を時系列に列挙して主にその方法論を批判するのにとどまっている。また、2018年に中国国際法学会が南シナ海仲裁判決に対して全面的な批判を展開する報告書を公表したが¹⁵、その検討もしておく必要があるだろう。そこで以下ではより内在的にこれらの主張の論理構造を明らかにすることを試みたい。ただし、本稿の結論はローチのそれと同じく、(1) 国連海洋法条約上、海洋中の群島水域を正当化する根拠はなく、(2) それを正当化する慣習国際法も形成されていないというものである。節を改めて敷衍する。

2. 「海洋中の群島水域」の法的根拠に対する批判的検討

英語で書かれている論文は、(1) 国連海洋法条約7条の直線基線を用いることができる

としているものと、(2) 国連海洋法条約とは独立した慣習国際法に基づくとしているものに大別することができる（初期に書かれた中国語のものでは、47条の群島基線が海洋中の群島水域においても用いることができるというものがあるが¹⁶、検討は割愛する）。以下では、それらの論文の論旨を簡単に紹介する。

(1) 国連海洋法条約7条（直線基線）を根拠にする論考

初期に見られた一つの流れは、7条の直線基線を正当化根拠とする論考である。

2010年の姜丽（Jiang Li）と张洁（Zhang Jie）による論文¹⁷は、まず、群島水域を定める条約第4部は、明文規定は置いていないが、群島国のために特別に設けられたものであって、大陸国には適用されないという¹⁸。しかし、第3次国連海洋法会議において、海洋中の群島水域に対する見解は多岐にわたっており、第4部は意図的にこの問題を回避して採択された。しかし、起草過程からは、群島水域を単一のユニットとみなして、その周辺に直線基線を引くことまでは妨げられないという¹⁹。その上で、李らは南シナ海の島嶼群の周りに線を引くことができるかを個別に検討している²⁰。特にスプラトリー諸島に関しては、全体としては広域に過ぎるので、全てを基線で囲むことはできないとしつつ、環礁が近接している部分については、基線を引くことができるという²¹。

2012年の贾楠（Jia Nan）の論文は、同様に海洋中群島（off-shore archipelagos）の法的地位は定まっていないとしつつ、それらは国連海洋法条約第4部において定まっているものではないという²²。次に贾は、第3次国連海洋法会議において見解が分かれていたこと、またその当時の国家実践も多岐にわたっていたことを指摘する²³。そこで、贾は大陸国（continental state）も海洋中群島の外縁の島あるいは岩を結ぶ直線基線を引くことができること、領海が陸に緊密に依存していることが常に基本原則になる（the close dependence of the territorial sea upon the land domain will always be the essential principle）としている²⁴。ただしこの論文は直線基線を引く条件を明らかにしておらず、中国がスプラトリー諸島やその他の島に直線基線を引くことができるかも検討していない。

これに対して2013年の、洪农（HONG Nong）、李建伟（LI Jianwei）、陈平平（CHEN Pingping）の論文は、沿岸国の要請とその地域の利用国の要請、及び群島国と大陸国の要請の均衡を図った上で、スプラトリー諸島を含めた、海洋中の群島について直線基線を引くことを主張する²⁵。この論文は1920年代以降群島水域の扱いについて歴史を遡り、国連海洋法条約第4部の起草過程を辿る。そして、起草過程では確かに独立の群島国についてのみ群島水域レジームが妥当することが確認されたことを述べる²⁶。しかし、著者らは第3次国連海洋法会議を通じて海洋中の群島水域の外縁に基線を引くことができるかについて見解が分

かれており、特に前述した国家実行をあげる。そこで、中国がパラセル諸島、尖閣諸島に基線を引いたことは正当化されるといい、また、スプラトリー諸島に基線を引くことも許容されうるといふ。

これらの議論は一樣に、条約の文言が曖昧性を残していること、そして起草過程で見解が割れていたことを、論拠にしている。これに対して、条約解釈はまず文言に依拠するべきであるところ、47条が定める地理的条件は十分に明確であることを示すことは難しくないのであろう。7条の文言は確かに解釈の幅を残しているが、「海岸線の方向性に沿って」「至近距離」にあることという要件に不明瞭さはないであろう。起草過程は文言が不明瞭であるか明らかに不合理な帰結をもたらす場合の、解釈の補足的手段に過ぎない²⁷。(なお、前述の李らの論文では、7条の適用基準として歴史的利用や安全保障上の利益も挙げている²⁸。しかし、基線はもっぱら地理的要因によって引かれるものであり、非地理的要因を挙げることには根拠がないと言わざるを得ない。)

(2) 慣習国際法を根拠にする論考

もう一つの流れが、海洋中の群島水域に関しては国連海洋法条約から離れた慣習国際法上の制度が成立していると主張するものである。

2018年5月の中国国際法学会が出した『南海仲裁案裁決之批判』(英文版:*The South China Sea Awards: A Critical Study*)では、こちらの立場が取られている。これは中国国際法学会が著者となり、2016年9月から2017年12月にかけて、60名以上の国際法、国際関係、歴史、地理学の専門家が結集して執筆した報告書である²⁹。

この中で「国連海洋法条約においては扱われていないが、国連海洋法条約が採択される以前に、海洋中の群島水域のレジームは既に確立していた」ことが述べられている³⁰。条約でこのレジームが扱われていなかったのは、それは起草過程において棚上げされたからである。大陸国はこのレジームを防御しようとしたが、明文化には至らなかった。しかし、46条b項が定める、群島の一体性要件が認められれば、このレジームについては十分な国家実行と法的信念については認められる。そして、スプラトリー諸島についてもこの要件が満たされるという³¹。

同学会の見解以前に、既にこの立場をとる論文が公表されている。すなわち、2014年の張華(Zhang Hua, 中国国際法学会の上記報告書の協力者)の論文では、海洋中の群島水域に対する基線は、条約が定める直線基線と群島基線とは異なるものであり、この問題は条約によっては解決されないという³²。また、張によれば米国は「一貫した異議国」であって、それによって慣習法形成が妨げられることはないという。他にも傅崑成(Fu Kuen-chen)

の2015年の論文³³と韓雨瀟（Han Yuxiao）の2017年の論文³⁴が、条約上この問題について「法の空白」があり（a legal vacuum）、国家実行の蓄積によって、海洋中の群島水域に対する基線が条約の外で形成されたと主張している³⁵。特に韓の論文は、条約がこのような独立したレジームを形成することを妨げないことを、ICJの漁業事件（1951年）に依拠しながら論証している³⁶。一般に、慣習国際法があるというためには、広範かつ一貫した国家実行と法的信念が必要とされるどころ、これらの論考では、そのような国家実行が示されていないという欠陥があるという³⁷。

3. 検討

ここまで検討したように、海洋中の群島水域を支持する見解は、(1) 国連海洋法条約では説明がつかない「法の空白」があるということ、もしくは(2) 国連海洋法条約から独立した慣習国際法上の制度が認められることを根拠としている。しかし、ローチが指摘しているように、条約の性質上、いずれの主張をも認めることは難しい。

第一に、国連海洋法条約の「域別規制」は、その性質上網羅的である³⁸。すなわち、全ての海域は条約が定めているいずれかの海域（内水、領海、EEZ、大陸棚、群島水域、公海、深海底）に収まるように定義されている。そのように解さなければ、沿岸国の「拡大する管轄権」（creeping jurisdiction）を許容することになってしまい、それぞれの海域を定義した上で、一括受諾方式³⁹をとったことを無意味にする⁴⁰。この点は、南シナ海仲裁判決でも指摘されている⁴¹。

確かに、群島水域の創設を促したのは1970年代から1980年代に多くの島嶼国が独立をし、その法的地位の向上を求める動きであった。植民地支配時代、宗主国はこれらの島嶼国の特別な法的地位には関心を払わず、むしろ、それらの島嶼国の局地的な利益よりも、航行の自由を重視した⁴²。そこでそれに対抗するために、第3次国連海洋法会議の際には、フィジー、モーリシャス、インドネシア、フィリピンが、天然資源の衡平な配分を主張して、特別なレジームを創設することを主張した経緯がある。群島水域の制度は、経済発展と結びついていたといえる⁴³。また、それゆえに大陸本土がある国の島嶼群、すなわち海洋中の群島水域の制度は、採択されなかったのである⁴⁴。

クロフォード（James Crawford）は、群島水域の定義については、それが第3次国連海洋法会議のときにその創設を推進した群島国の地理的定義に合うように作られ、まさに海洋中の群島水域を除外したという点で「恣意的」であるという⁴⁵。すなわち、これはもっぱら「特別な状況」を根拠にして、EEZに匹敵する巨大な水域を作り出したとして、それが「差別的であり、国際法の形式的平等から逸脱する」ものであるという⁴⁶。また、この定義が第

3 次国連海洋法会議時の国家実践と適合しないという批判もある⁴⁷。ただし海洋法制度の中には、選択的に創設された制度は他にもある⁴⁸。いずれにしても、条約の起草過程は解釈の補的手段に過ぎないから、文言の意義が明らかである場合にはこれらの事情に拠った解釈はなされるべきではない。

また、南シナ海仲裁法廷は条約はその採択以前の規範を「上書き」(supersede)する効果をもたらすと述べている。慣習国際法の成立を主張する論者が依拠しているのは全て条約採択以前のものであり、古くは19世紀にまで遡る。これに対して南シナ海仲裁判決では、中国が主張した歴史的権利を否定するのにあたり、条約はそれと適合しない権利と条約を上書きする効果を持つこと⁴⁹、その文言は十分に明瞭であって、補的手段である起草過程を検討する必要はない⁵⁰ことが述べられた。この判示を受け入れるならば、国連海洋法条約から独立した慣習法を根拠にすることは認められない。

Ⅲ. 結語に代えて

「海洋中の群島水域」概念は、過剰な海洋権益に対する主張の一例に過ぎない。しかし、この素材は沿岸国のそのような主張に対して国際社会における「法の支配」がどのような役割を果たしうるのかを示す一例である。

中央集権的機構を欠く国際社会における「法の支配」は、国内社会におけるそれとは異なる性格づけがなされる。クロフォードは、国際社会における「法の支配」は(1)法の外にいる者がいないこと、(2)他者に対して説明責任が果たせるほどには、民主主義的であるということ、(3)特に安保理といった、制度化された権威が法の制約に服すること、(4)国際社会の憲法のようなものが存在すること、(5)社会が治癒できないほど不正ではないこと、を含意しているという⁵¹。そして特に(1)と(2)に関連して、ある国が現状を自国に有利な形で状況を変更しようとするときに、国際法規則がいかなる役割を果たしうるかについても多くの議論がある。本稿では次の点を認めることができる⁵²。第一に、法規則は国際社会が「譲り得ない一線」を現状変更国に示す役割を果たす。第二に、法規則の受諾や履行、あるいは新規規則の策定について交渉を行うことによって、それらの規則に対する現状変更国の戦略的意図を明らかにすることができる。そして、その現状維持国としては、現状変更国が全般的に国際規則の受諾や履行に積極的な立場を取っていれば協力関係を拡充し、その規則を拒否し、あるいは違反している国に対しては、それを是正するための措置をとるという方針を決めることができる。第三に、国際法は既存の法秩序を否定したり確立した法規則に違反したりする現状変更国に対する宥和政策に歯止めをかける役割を果たす。第四に、各種の国際法規則や規範は、正統な対外行動や国内統治とそうではな

いものを区別する基準ないし根拠をもたらずので、一定の予測可能性を伴う国際秩序が形成される契機を生み出す。既存の法規則から逸脱を図る国に対しては、圧力や見返りを示しながら、その履行をさせる必要がある。他方で規則が存在しない争点領域については、国の利益を踏まえて新しい規則を形成していくことも可能になる。

地域の大国による海上権益の過剰な主張がなされる時、関係国は当該国に対して国際法上確立している「譲れない一線」を示すことが肝要である。本稿で行った検討は、その一線を示す作業に他ならない。

—注—

- 1 他に“outlying archipelago”あるいは“off-shore archipelago”ともいう。中国語は「洋中群島」。
- 2 United Nations Conventions on the Law of the Sea, *adopted on 10 December 1982, entered into force on 16 November 1994*, 1833 UNTS 3[UNCLOS].
- 3 The Washington Free Beacon, "Beijing Adopts New Tactic for S. China Sea Claims," 21 Sep. 2017. 笹川平和財団「海洋安全保障情報旬報 2017年9月1日－9月30日」
https://www.spf.org/oceans/analysis_ja01/_9unclos_4win-win_911the_diplomatcom_september_1_2017.html
参照。ただし、この対話の最後に公表された公式文書においては、「四沙戦略」への言及はなされていない。他方で、この「戦略」に関する評価として、Julian Ku & Christopher Mirasola, "The South China and China's Four Sha Claim: New Legal Theory, Same Bad Argument," Lawfare Blog.com, 25 Sept. 2017 がある。
- 4 Sophia Kopela, *Dependent Archipelagos in the Law of the Sea* (Martinus Nijhoff, 2013), p.5.国際法協会 (International Law Association) の国際海洋法における基線委員会 (Committee on Baselines under the International Law of the Sea) の活動については <http://www.ila-hq.org/index.php/committees> 参照。
- 5 UNCLOS, Article 46(b).
- 6 Ibid, Article 49.
- 7 Ibid, Article 52(1)
- 8 Ibid, Article 48.
- 9 Ibid, Article 53(1).
- 10 アンティグア・バーブーダ、バハマ、カーボベルデ、コモロ、ドミニカ共和国、フィジー、グレナダ、インドネシア、ジャマイカ、キリバス、モルディブ、マーシャル諸島、モーリシャス、パプアニューギニア、フィリピン、サントメ・プリンシペ、セーシェル、ソロモン諸島、セントピセント・グレナダ、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツである。国家実行については次も参照。
Kevin Baumert and Brian Melchior, "The Practice of Archipelagic States: A Study of Studies," *Ocean Development & International Law* vol.46 (2015)p.60; J. Ashely Roach and Robert W. Smith, *Excessive Maritime Claims* (Brill, 2012), p.209.;
International Law Association (ILA) Report, "Archipelagic States Practice," drafted by Ashley J. Roach on 20 June 2017, available at <https://ila.vettoreweb.com>.
- 11 ILA, Conference Report Johannesburg 2016, available at <http://www.ila-hq.org/index.php/committees>. C. G. Lathrop, "Baselines," in *Oxford Handbook of the Law of the Sea*, ed. Donald Rothwell (Oxford University Press, 2015), p.69.
- 12 In The Matter of The South China Sea Arbitration, The Philippines v. People's Republic of China, PCA Case N2013-19, 12 July 2016 [South China Sea Case], para. 571.
- 13 Ibid., para. 575.
- 14 J Ashley Roach, "Offshore Archipelagos Enclosed by Straight Baselines: An Excessive Claim?," *Ocean Development & International Law* vol.49 (2018) p.176.
- 15 中国国际法学会, 南海仲裁案裁决之批判, 外文出版社, 2018年5月。
- 16 高健軍, 中國與國際海洋法, 海洋出版社, 2004年2月, p.138.

- 17 Jiang Li and Zhang Jie, "A Preliminary Analysis of the Application of Archipelagic Regime and the Delimitation of the South China Sea," *China Oceans Law Review* 2010 (2010) p.174.
- 18 Ibid., p.174.
- 19 Ibid., p.178.
- 20 Ibid., p.179.
- 21 Ibid.
- 22 Jia Nan, "On the Outlying Archipelagos of Continental States," *ibid.*2012 (2012):, p.44.
- 23 Ibid., p.47.
- 24 Ibid., p.57.
- 25 Hong Nong, Li Jianwei, and Chen Pingping, "The Concept of Archipelagic State and the South China Sea: UNCLOS, State Practice and Implication," *China Oceans Law Review*. 2013 (2013) p.209.
- 26 Ibid., p.222.
- 27 Vienna Convention on The Law of Treaties, 23 May 1969, 332 UNTS 1979, Article 32.
- 28 Li and Jie, *supra* note 17.
- 29 Chinese Society of International Law, "The South China Sea Arbitration Awards: A Critical Study," *Chinese Journal of International Law* vol.17 (2018) para. 6.
- 30 Ibid., para. 557.
- 31 Ibid., para. 558ff.
- 32 Zhang Hua (张华), "中国洋中群岛适用直线基线的合法性: 国际习惯法的视角," *外交评论* 2014年第2期 (2014) p.139.
- 33 Kuen-chen Fu, "Freedom of Navigation and the Chinese Straight Baselines in the South China Sea," in *Freedom of Navigation and Globalization*, ed. Myron H. Nordquist, et al. (Brill, 2015), p.190.
- 34 Han Yuxiao, "An Analysis on the Determination of the Nature of Some Islands Individually as Requested by the Philippines in the South China Sea Arbitration," *China Oceans Law Review* 2017 (2017), p.248.
- 35 Ibid., p.263.
- 36 Ibid., p.268.
- 37 Roach, *supra* note 14.
- 38 South China Sea Arbitration, *supra* note 12, para. 246.
- 39 UNCLOS, Article 309.
- 40 R. Robin Churchill, "The 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea," in *Oxford Handbook of the Law of the Sea*, ed. Donald Rothwell (Oxford University Press, 2015), p.24.
- 41 South China Sea case, *supra* note 12, para. 246.
- 42 Ram Prakash Anand, "Mid-Ocean Archipelagos in International Law: Theory and Practice," *Indian Journal of International Law* 19 (1979), p.238.
- 43 Kopela, *Dependent Archipelagos in the Law of the Sea*, pp.26-27.
- 44 Shigeru Oda, *The Law of the Sea in Our Time II* (Sijthoff, 1977), p.156.; GA Official Record, 27th Sess. Supp. No. 21 (A/8721) para. 23.
- 45 James Crawford, *Chance, Order, Change: The Course of International Law* (ALI-Pocket, 2014), p.326 (para.421).
- 46 Ibid. See also James Crawford, "Islands as Sovereign Nations," *International & Comparative Law Quarterly* 38 (1989), p.277.
- 47 Daniel Patrick O'Connell, "Mid-Ocean Archipelagos in International Law," *British Year Book of International Law*, 45 (1971) p.1.
- 48 Shigeru Oda, "The Concept of the Contiguous Zone," *International and Comparative Law Quarterly* 11 (1962) p.131.
- 49 South China Sea Case, *supra* note 12, para. 247.
- 50 Ibid.
- 51 Crawford, *supra* note 45, p.342.
- 52 笹川平和財団「日本の戦略的水平線の拡大と日米対話」プロジェクト研究会報告書『ルール推進国家・日本の安全保障戦略—パワーシフトとグローバル化、リソース制約の時代に生きる』(2011年) 6頁参照。

